Japan Rolling Shutters & Doors Association's Bulletin

JSDA会報

2012年・初夏号

上） 通常総会の様子
左中） 協会委員功労表彰を受ける委員
右中） シャッター・ドア施工専門技術者資格認定講習会の様子

CONTENTS

社団法人 日本シヤッター・ドア協会

特別寄稿

窓・まど・マド

株式会社 交建設計
取締役　設計本部長
鶴　田　和　也

今日も電車の車窓から外を眺めながら、ふと窓って何だろうと思う。

建築の設計を永年手がけてきたが、窓から建築を見たことはない様に思う。

窓は建物の外部に開けられた開口部、必要に応じて建物に開けられるもの、外部空間に光を、風を求めて開けられるもの、ある部分では小さく、ある部分では大きく開けられる。

しかし、近年窓はどんどん大きくなりカーテンウォールのように、もう窓とは呼べないような窓になっている。

近代建築が次第に窓を失ってもうどの位の時間がたつのだろうか？

ますます窓が無くなっているように思われてならない。

古くは日本の窓はホリゾンタルに展開し、座の視点から庭を眺める様に作られてきた。

西洋の窓は、荘厳な教会建築のステンドグラスに見られるように、バーチカルに展開してきた。

その中で人は窓を通して風を、季節を、自然を、神を、自己の存在を、見て来たのでは無かったか？

蛍雪のマド、心のマド、時代を開くマド

今、サスティナブル建築とか、省エネ建築とかが話題になっている一方、多くの建築物がガラスの箱のような体裁で作られ、曾てインターナショナルスタイルと呼ばれた建築の様式が主流を占めている現代、建物は高く、高く、まるでバベルの塔のように天空に伸び上ってゆく。

この様な時代の趨勢の中、改めて窓の本質を問うて見ても良いのではないだろうか？

我々の事務所は、駅の建築が多い、駅は人が集まり、そして散ってゆく、車窓と言う窓を通して、希望を抱きながら、悲しみを抱きながら移ろいゆく季節を感じながら、人は明日に向かって行く。

建築も今、もう一度窓の視点から、空間を、デザインを見つめ直して建物の設計を進めていっても良いのではなかろうか。

窓を、ドアを、開口部を通して現代建築を再考し原点に帰って、開口部のデザインを考えてゆくことが、今後益々必要になって行く様な気がしてならない。

平成 24 年度資格認定講習会を開催中

当協会では、製品の安全性を確保するため、適正な施工技術と保守点検技術の習得を目的として、「シャッター・ドア施工専門技術者資格認定講習会」及び「防火シャッター・ドア保守点検専門技術者資格認定講習会」を全国で開催しています。

施工専門技術者認定講習会は、3 月に第 1 回目となる認定講習会を東京で開催し、60 名の施工従事者が受講しました。4 月以降も北海道や名古屋、大阪他で開催しており、今年度は計 7 回の開催を予定しています。

また、「防火シャッター・ドア保守点検専門技術者資格認定講習会」は受講希望者が増加傾向にあり、今年度は全国で計 6 回の開催を予定しています。

今後のシャッター・ドア施工専門技術者資格認定講習会

開催予定		開催地
平成 24 年	9 月	仙　台
	10 月	大　阪
	11 月	東　京
	12 月	福　岡
平成 25 年	1 月	岡　山
	2 月	大　阪
	3 月	名古屋

今後のシャッター・ドア保守点検専門技術者資格認定講習会

開催予定		開催地
平成 24 年	8 月	東　京
	10 月	大　阪
	11 月	東　京
	12 月	福　岡

初開催となった施工専門技術者資格認定講習会で挨拶する後藤常任理事

特集

平成24年度 通常総会開催される

さる５月30日（水）午後、東京・千代田区のグランドアーク半蔵門において、社団法人日本シヤッター・ドア協会の平成 24 年度通常総会及び定例理事会が開催された。

第 48 回　通常総会

グランドアーク半蔵門 3F「トパーズ」において、会長、副会長、理事、監事出席のもと、『第 355 回定例理事会』、そして『第 48 回通常総会』が開催された。

通常総会の議事は以下の７議案が諮られ、原案通り承認された。

第１号議案　平成 23 年度事業報告承認の件
第２号議案　平成 23 年度決算報告承認の件
第３号議案　平成 24 年度事業計画承認の件
第４号議案　平成 24 年度収支予算承認の件
第５号議案　定款変更案承認の件
第６号議案　役員（理事・監事）選任の件
第７号議案　新会費承認の件

平成 23 年度事業報告については、シャッター・ドア製品の維持管理段階における安全性確保のために学識者を中心とする委員会の設置や環境問題への対応、製品安全への取り組みの他、技術標準類の制定・改定等に関する検討など調査研究普及事業、評定登録講習事業、シャッター及びドアのストック対策の推進、公益法人制度改革への対応などについて報告された。

また、今年度の事業計画のポイントとしては、シャッター・ドアのストックが増大する中、防火シャッター・ドアの点検の推進と同時に、製品の安全性を確保するため、「製品安全普及事業検討委員会」を設置して維持管理の実施を促す指針の策定と、施工者の資質向上を目的として発足した「シャッター・ドア施工専門技術者資格認定制度」を本格化し、顧客から信頼される制度として定着させることが示された。

総会後は平成 24 年度協会表彰式が行われた（後出）。続いて、『第 356 回定例理事会』が開催され、会長、副会長ほか役付役員の選任が行われた。

（新役員、平成 24 年度事業計画、などについては次ページ以降に掲載）

平成 24 年度　役　員

通常総会において承認された役員

役職	氏名	所属
会　　長	岩 部 金 吾	文化シヤッター（株）代表取締役会長
副 会 長	東 田 誠 之	田中サッシュ工業（株）代表取締役会長
副 会 長（新任）	上 枝 一 郎	三和シヤッター工業（株）取締役 （三和ホールディングス（株）取締役専務執行役員）
専務理事	沖 村 恒 雄	（社）日本シヤッター・ドア協会 専務理事
常任理事	後 藤 忠 義	（株）日本シャッター製作所 代表取締役社長
常任理事	岡 田 敏 夫	東洋シヤッター（株）代表取締役社長
常任理事	牛 尾 清 明	（株）LIXIL 鈴木シャッター 代表取締役社長
理　　事	安 中 昇	（株）安中製作所 代表取締役社長
理　　事	岡 陽 一	東鋼シャッター（株）代表取締役社長
理　　事	小 俣 雅 宏	小俣シャッター工業（株）代表取締役社長
理　　事	梶 山 博 俊	大和シヤッター（株）代表取締役社長
理　　事（新任）	川 上 克 巳	（一社）日本火災報知機工業会 専務理事
理　　事	牛 頭 憲 治	協立サッシ（株）代表取締役社長
理　　事	佐 々 木 知 也	東工シャッター（株）代表取締役社長
理　　事	佐 土 原 剛	金剛産業（株）代表取締役社長
理　　事	手 島 正 人	（株）手島製作所 専務取締役
理　　事	吉 田 倬 郎	工学院大学 建築学部教授
監　　事	居 谷 献 弥	（一社）リビングアメニティ協会 専務理事
監　　事	鐵 矢 知 志	鐵矢工業（株）会長

新　任　役　員

副会長　上枝 一郎

理事　川上 克巳

平成24年度 事業計画

はじめに

昨年は東日本大震災という未曽有の大災害をはじめとして西日本の集中豪雨など、自然の脅威を改めて知らされる年であった。東日本大震災に関連しては既に復興庁も設置され、復興は今後着実に進んでいくものと思われるが、当協会としても被災地の再生については可能な限り貢献していきたいと考えている。

シャッター及びドアは、建築物において防犯等の管理機能や防火等の防災機能といった重要な役割を担っている。当協会は昭和39年に社団法人日本シヤッター工業会として設立して以来、シャッター及びドアの性能向上や普及を通じて、より安全で安心できる社会の形成に貢献するよう努めてきた。

当協会会員が供給してきたシャッター及びドアのストックは既に膨大なものとなっており、新たな供給への対応と併せて、ストック対策が極めて重要となっている。

シャッター及びドアは、的確な保守・点検の普及により期待された機能が確保されるものであり、保守・点検の推進が肝要であることは言うまでもない。

協会では平成18年度に点検法制化推進本部を設け、以来、シャッター及びドアの点検制度について検討・提案を行うとともに、以下のような活動を行ってきた。

- ・国土交通大臣の諮問機関である社会資本整備審議会に設置されている「定期報告制度等ワーキンググループ」における検討にあたって、資料提供等、協力を行った。
- ・シャッター・ドア保守点検推進研究会（座長：菅原進一東京理科大学教授）を設置し、防火シャッター・ドアの点検の推進に関し、提言をいただいた。（平成22年12月）
- ・製品安全普及事業検討委員会（座長：菅原進一東京理科大学教授）を設置し、建築物に設置されたシャッター・ドア製品の安全性を確保するための方策の検討に着手した。（平成23年10月）

本年度は、引き続き製品安全普及事業検討委員会においてご検討いただくとともに、建物管理者やユーザーに対して定期的な保守点検の必要性を訴え、点検が幅広く推進されるための方策を実施し、あわせて、点検の法制化について積極的に検討、提案を行うものとする。

次に、シャッター及びドアの機能の高度化に対応して、施工品質を向上させることが重要となってきている。昨年度は優秀施工者表彰制度を設けるとともに、施工者の資質向上を目的としてシャッター・ドア施工専門技術者資格認定制度を発足させ、資格認定制度の運用に着手したが、本年度はこの制度を本格的に推進し、顧客から信頼される制度として定着させていくこととする。

近年、地球温暖化対策は極めて重要な課題となっている。二酸化炭素の排出の抑制やその原因となる化石燃料の使用の削減が強く求められている中、当協会においても環境に配慮した対策の取り組みを強化する。今年度は、窓シャッターの断熱性、遮熱性といった省エネ性について検討するなど、環境に配慮した対策をさらに進めていく。

また、平成20年12月に新たな公益法人制度に関する法律が施行され、5年の間に公益社団法人又は一般社団法人のいずれかを選択することとなる。当協会は、一般社団法人へ移行することとし、本年度は、このための取り組みを進める。

昨今の経済は、円高基調が続くなど、不透明な状況が続いている。さらに、昨年3月の東日本大震災は、復興の段階にあるとはいえ、電力供給の問題など、今後の経済活動に大きな影響を与えることが懸念される。

当協会を取り巻く環境は、引き続き厳しい状況にあり、多くの課題を抱えているが、会員相互の協力によって設立の目的に掲げる各種の事業を推進するとともに、法令遵守に対する意識を高めながら社会に一層貢献していきたいと考える。

第一章　定常的事業

1 調査研究普及事業

シャッター及びドアに関する材料、工法、規格、品質、使用方法及び維持管理等に関する調査研究を行うとともに、その成果について資料の公表、配布を行う。

（1）調査研究

- ・窓シャッターの省エネルギー性について検討する。
- ・シャッターの材料に関する環境対応を検討する。
- ・シャッター、オーバーヘッドドアの耐風圧性能について検討する。
- ・その他、環境負荷の低減化対策について検討する。

（2）技術基準等の作成
・技術基準類の策定等
〈技術標準の策定〉
軽量シャッター、グリルシャッター、高頻度シャッター、鋼製建具、窓シャッター、オーバーヘッドドア
〈技術標準の見直し〉
重量シャッター、耐火クロススクリーン、高速シートシャッター
・施工要領、点検基準類の策定等
〈施工基準の策定〉
鋼製建具、グリルシャッター、高速シートシャッター
〈点検基準案の策定〉
危害防止装置、鋼製建具、高頻度シャッター、グリルシャッター、高速シートシャッター
・技術基準類の策定に関する調整等
各技術委員会の情報の共有化を図るとともに、技術基準等の標準化について検討する。
・JIS の見直し
重量シャッター構成部材、軽量シャッター構成部材及び防火シャッターの検査標準に関する JIS について見直しを行う。

（3）製品安全への取り組み
・事故情報の分析及びそれを踏まえた基準作りを行う。
・安全対策検討委員会を開催し、シャッター・ドアの安全対策について検討を行う。
・オーバーヘッドドアの安全ガイドラインについて検討を行う。
・高速シートシャッターの安全に関するガイドラインの見直しを行う。
・施工専門技術者資格制度を推進する。
・協会のホームページを活用して安全普及を推進する。

（4）維持管理における安全対策の推進
・製品安全普及事業検討委員会を開催し、シャッター・ドア製品の安全性が確保されるための方策の検討を行う。
・建物管理者における安全と維持管理の指針を策定する。
・保守点検専門技術者資格制度を推進する。
・危害防止機構や障害物感知装置の未設置のシャッターの解消を行うための取り組みを進める。

（5）資料収集・普及事業
・シャッター・ドアの市場及び用途の調査を行う
・労働災害発生状況調査を行う。
・建築工事監理指針（公共建築協会）の改定に協力する。
・防犯製品に関する情報提供を行う。
・会報による情報の提供を行う。
・ホームページによる情報の提供を行う。
・優秀施工者表彰を実施するとともに、優秀施工者の国土交通大臣顕彰に関し推薦を行う。

2 評定登録講習事業
シャッター及びドア並びにそれらの保守点検・施工を行う者について評定、認定等を行う。

（1）所定の性能を有するシャッター及びドアの認定、登録等
・遮炎遮煙性能に関し国の認定を受けた構造方法（CAS）の使用承認を行う。
・連動機構・装置等の自主評定を一般社団法人日本火災報知機工業会及び日本防排煙工業会と共同で行う。
・防犯性能の高い建物部品の自主評定を警察庁等で組織する官民合同会議に参画して行う。

（2）シャッター及びドアに関する人材育成を行う。
・シャッター及びドアの保守点検を行う技術者育成のための講習会を開催し、保守点検を行う技術者の認定及び登録を行う。
・シャッター及びドアの施工に従事する技術者育成のための講習会を開催し、施工を行う技術者の認定及び登録を行う。
・スチールドアの契約適正化に関する研修会を行う。

第二章　特別事業

1 シャッター及びドアのストック対策の推進
当協会では、平成 18 年度よりシャッター及びドアの点検の法制化に関し、推進本部を設けて活動してきている。
本年度は、昨年度に引き続き「製品安全普及事業検討委員会」（座長・菅原進一東京理科大学教授）を開催し、シャッター・ドア製品について安全性の確保等適切な維持管理が行われるための方策について検討する。あわせて、管理者やユーザーの皆様に対して定期的な保守点検の必要性を訴え、点検が幅広く推進されるための方策を実施するとともに、点検の法制化について引き続き積極的に検討し、提案を行うものとする。
あわせて、危害防止機構や障害物感知装置の未設置のシャッターの解消を行うための取り組みを進める。

2 公益法人制度改革への対応
公益法人制度改革の一環として「一般社団法人及び一

般財団法人に関する法律」が平成20年12月1日より施行されており、5年間の移行期間（平成20年12月1日から平成25年11月30日まで）中に移行申請を行う必要がある。

当協会は、一般社団法人に移行することとし、本年度は新たな定款の策定を行うなど、新法人への移行に向けての手続きを進める。

3 東日本大震災からの復興への対応

東日本大震災に関連しては、既に復興庁も設置され、復興は今後着実に進んでいくものと思われる。当協会は震災以来、建築物の修繕・改修に伴うシャッター、ドアに関わる復旧事業を最優先に取り組んできたが、本年度はさらに本格的な復興に向けて力を注ぎ、協会は会員企業と共同して可能な限りの貢献を行うこととする。

第一章及び第二章の事業を推進するため、協会活動の基盤である会員の拡充を図るとともに、必要に応じ学識者、関連行政担当者、関係団体役職員の参加を求めて会員の協力による委員会を組織する。

また、各事業の進行管理及び日常の活動のために必要な事務局の体制を整備するとともに、その効率的な運用に努めるものとする。

平成24年度協会表彰

本年度の協会表彰は、昨年から新設された優秀施工従業者表彰として4名、協会委員会委員功労表彰として5名を表彰。

■優秀工事従業者表彰

小峰　忠弘	三升電気（埼玉県川口市）：各種シャッターの電気工事	（推薦：（株）LIXIL 鈴木シャッター）
阿部　照彦	（宮城県松島市）：シャッター、ドアの施工	（推薦：三和シヤッター工業（株））
伊藤　敏治	（北海道室蘭市）：シャッター、ドアの施工	（推薦：文化シヤッター（株））
松本　直人	（株）アビコ・建匠（千葉県我孫子市）：ドアの施工	（推薦：鐵矢工業（株））

小峰 忠弘氏

阿部 照彦氏

伊藤 敏治氏

松本 直人氏

■協会委員会委員功労表彰

髙橋　一宣	業務委員会	（株）LIXIL 鈴木シャッター
伊藤　正人	シャッター技術委員会	小俣シャッター工業（株）
岩崎　信也	連動機構・装置等自主評定専門委員会	三和シヤッター工業（株）
花井　祥延	窓シャッター専門委員会	文化シヤッター（株）
羽柴　正男	メンテナンス委員会	金剛産業（株）

髙橋 一宣委員

伊藤 正人委員

岩崎 信也委員

花井 祥延委員

羽柴 正男委員

平成 24 年度　常設委員会の活動テーマ紹介

今年度常設委員会の主な活動計画

委員会名	主な活動計画テーマ
業務委員会 **（益子 隆雄 委員長）**	・機能付加製品の普及 ・シャッター・ドア定期点検の普及 ・シャッター・ドアの市場及び用途の調査 ・元下請関係の契約適正化 ・環境負荷低減化 ・社会保険未加入対策推進協議会の対応
総務委員会 **（市川 治彦 委員長）**	・法律の施行・改定内容に関する勉強会の実施 ・労働条件等に関する勉強会の実施 ・会報「総務委員会だより」の作成
工事委員会 **（岡林 良恭 委員長）**	・労働災害発生状況の調査 ・鋼製建具、グリルシャッター、高速シートシャッターの施工基準の改定
講習委員会 **（菅　圭司 委員長）**	・シャッター・ドア保守点検専門技術者資格認定講習会の開催 ・シャッター・ドア施工専門技術者資格認定講習会の開催 ・各種資格認定講習の合否を判定する認定委員会の開催
品質・安全委員会 **（小池 泰則 委員長）**	・事故情報の分析と提言 ・安全対策検討委員会の開催 ・他委員会からの関連事項の検討 ・ホームページの活用による安全普及活動の検討
メンテナンス委員会 **（中内 勝也 委員長）**	・危害防止装置、鋼製建具、高頻度シャッター、グリルシャッター、高速シートシャッターの点検基準の策定
連動機構・装置等自主評定専門委員会 **（渡邊 昌彦 委員長）**	・連動機構・装置等の確認等申請審査 ・連動機構・装置等自主評定委員会への申請
企画広報委員会 **（曽根 政行 委員長）**	・会報の発行 ・ホームページの推進・運営 ・メディア広報の実施 ・会員の活性化
管理・調整委員会 **(町垣 寛 委員長)**	・協会基準等の事前審議 ・委員会の情報共有化 ・技術基準等に関する策定の標準化
シャッター技術委員会 **（石倉 則夫 委員長）**	・軽量シャッター、グリルシャッターの技術標準の作成 ・高頻度シャッターの基準作成 ・重量シャッター技術標準の改定 ・防犯自主管理に関すること ・ＪＩＳの見直しに関すること ・建築工事監理指針の改定
ＯＨＤ技術委員会 **（茨木 伸也 委員長）**	・オーバーヘッドドアの技術標準の制定準備 ・安全ガイドラインの検討 ・基準類の見直し ・防犯自主管理に関すること
ドア技術委員会 **（元木 幸一郎 委員長）**	・鋼製建具の技術標準の策定 ・鋼製引き戸建具の技術標準の策定 ・防犯性能の高い建物部品（ドアＢ種）の自主管理 ・ＣＡＳの審査業務
耐火クロススクリーン専門委員会 **（石田 忠司 委員長）**	・耐火クロススクリーン技術標準の改定検討 ・耐火クロススクリーンの自主管理に関すること ・他委員会からの関連事項の検討
高速シートシャッター専門委員会 **（植竹 徹 委員長）**	・高速シートシャッターの安全に関するガイドラインの見直し ・高速シートシャッター技術標準の見直し ・省エネ計算方法の標準化 ・非接触感知式障害物感知装置の基準策定
窓シャッター専門委員会 **（古野 裕二 委員長）**	・防犯性能の高い建物部品（窓シャッター）の自主管理 ・窓シャッターの省エネに関する検討 ・窓シャッターの技術標準の策定 ・展示会等への出展及び協力

総務委員会だより

第 11 回 病気、怪我の場合の（社会）保険の取り扱いについて

総務委員会

病気や怪我で通院（入院）した場合、健康保険加入者の自己負担の割合は３割（一部２割）となりますが、状況により健康保険証を使えない場合があります。

そこで、社会保険の適用について、会社に勤めている方々に関係すると思われるケースをＱ＆Ａ形式で解説します。

Q1 先日、仕事中に怪我をしました。最初は痛みも少なくがまんしていましたが、痛みが出てきたため、健康保険証を使用して通院しています。

A 健康保険では治療を受けられません。労災保険の適用となります。いまさら会社に（怪我をしたことを）報告しにくいのでしょうが、このまま報告しないと後々、大変面倒な事になりかねません。

会社に状況を速やかに報告し、労災保険の所定の書類を作成してもらい、病院に提出してください。なお、労災保険の場合は本人負担はゼロです。

Q2 朝の通勤時に駅の階段で足を踏み外してしまい、捻挫してしまいました。今は、健康保険証を使用して通院しています。

A 通勤途上は仕事中（業務上）ではないのですが、Q1 同様、労災保険の適用となります。健康保険で治療を受けたことが判明すると、保険者（健康保険組合等）から治療費の全額（本人負担の３割以外の７割分も）が請求されます。

Q1 同様、会社に状況を速やかに報告し、労災保険の所定の書類を作成してもらい、病院に提出してください。なお、労災保険の場合は本人負担はゼロです。

Q3 出社時と帰社時はどちらも通勤扱いとなりますか？

A 出社時、帰社時どちらも通勤扱いとなります。

ただし、労災保険上の通勤とは『合理的な、経路および方法…』となっていますから、帰社時に友人と飲みに行った帰りに負傷した場合は“通勤経路から逸脱”となり、労災保険ではなく健康保険の適用となります。

Q4 当社（Ａ社）は建設関係の仕事をしており、通常はゼネコン等（元請・Ｂ社）の一次下請けで、二次下請（Ｃ社）に一部仕事を委託しています。先日、この二次下請の従業員が工事現場で怪我をしました。仕事中の怪我という理由から、所属会社の二次下請（Ｃ社）の労災保険扱いになりますよね？

A 仕事中の怪我ですので、労災保険の適用となります。ただし、建設関係の場合、通常数次の請負形態においては、怪我をした人の所属会社はＣ社であっても、元請（Ｂ社）の現場の労災保険の適用となります。

所属会社（Ｃ社）の労災保険を使うと、元請（Ｂ社）が正しい保険の適用をしなかったということで、労働基準監督署から問題とされるケースがあります。労災事故が発生した場合は、速やかに元請に報告し、所定の書類の作成を依頼してください。

Q5 私は従業員を３人雇用して建設業を営んでいます。事業主というものの、実態は従業員と同じ作業をしています。怪我をした場合、元請の労災保険の適用を受けられますか？

A 元請の労災保険の適用は受けられません。たとえ従業員と同じ作業をしていても、労働者災害補償保険（労災保険）は労働者が対象ですので、事業主は対象外です。

しかし、中小事業主（建設業では 300 人以下）の場合は、労災保険特別加入制度がありますので加入できます。また、一人親方についても労災保険特別加入制度があり、加入に際しては労働保険事務組合を経由しての手続きが必要となります。

Q6 先日、病気で長期間入院し、その後通院しています。健康保険で３割負担ということですが、長期間の入院で月額 10 数万円の自己負担となり、大きなお金を用意しなければならず大変でした。一定額を超えると健康保険から戻してもらえると聞きましたが、このような制度があるのですか？

A ①高額療養費制度が該当します。これは、一定額（健康保険組合等で金額は異なります）を超えた分の自己負担が軽減される制度です。保険適用される医療費等が対象ですので、部屋代の差額などは対象外となります。詳しくは保険者（健康保険組合等）に問合せてください。

②『健康保険限度額適用申請書』をあらかじめ医療機関に提出すると、上記①の一定額以上を医療機関の窓口で払わなくてすむ制度があります。これまでは入院のみが対象でしたが、平成 24 年４月からは通院も対象となりました。詳しくは保険者（健康保険組合等）に問合せてください。

ズームUP

「シャッターをより安全にお使いいただくために」

ユーザーの皆様にシャッターを長期間にわたって安全かつ安心してお使い頂くことを目的として、当協会ではこのほど「シャッターをより安全にお使いいただくために」という内容の文書をまとめ、ホームページに掲載しています。

また、会員企業に対しても、自社のホームページなどを通じてシャッターの日常点検、保守点検、安全装置設置の必要性についてユーザーの皆様への周知徹底を図るべく、同文書の積極的な活用を促しています。

そこで今回の会報では、協会がまとめた「シャッターをより安全にお使いいただくために」の内容について紹介します。

シャッターを“安全”かつ“安心”してお使い頂くためには、取扱説明書に沿った正しい“お取り扱い”と、日頃からの“維持・管理”が大切です。取扱説明書に記載されている注意事項をお読み頂いた上で操作して頂き、お客様ご自身によるお手入れや日常点検とあわせて、専門メーカーによる保守点検を行って頂きますようお願い致します。

とくに設置してから年数が経過したシャッターをご使用の場合は、部品が摩耗していたり、安全装置が未装着の場合もありますので、“日常点検”と“保守点検”をぜひ実施して頂くとともに、“安全装置”を設置して頂きますようお願い致します。

1. シャッターのお取り扱いについて

シャッターをご使用の際は、次の“ご使用上の注意事項”に従って操作してください。また、商品毎の取扱説明書・表示ラベルをよくご確認の上、正しくご使用頂きますようお願い致します。

シャッターを正しくご使用頂きませんと、思わぬ事故につながる場合がありますのでご注意ください。

＜ご使用上の注意事項＞

●シャッターの下に人がいないこと、物がないことを確認してから操作してください。

●シャッターの下に物を置いたり、車を停車させないでください。

●シャッターの開閉中は、人や車の出入りはしないでください。また、顔や手を出したりシャッターの下に物を置いたりしないでください。

●シャッターの動作中はそばを離れず、シャッターが停止するまで目を離さないようにしてください。

●台風などの強風時には、シャッターに近づいたり動かしたりしないでください。また、中柱つきの商品では中柱を確実に固定してください。

●シャッターの点検・修理には専門知識が必要です。お客様による修理・分解・改造は絶対にしないでください。

●製品を長期間に亘って安全かつ安心してご使用頂くためには日常点検と定期点検が必要です。

●シャッターの操作・動作について少しでも不確かな点がありましたら、取扱説明書でご確認頂くか、各メーカーにお問い合わせ頂き、確認の上でご使用ください。

●いつもと異なる動きをしたり異音がするときは速やかに使用を中止して、以下の処置を実施した上で、各メーカーへご連絡ください。

・シャッターが停止していても顔や手を出したり、シャッターの下に物を置いたりしないでください。

・シャッターの下を人や車が通行しないよう措置をお取りください。

・シャッターの操作ができないよう措置・表示を行い、第三者が誤って作動させないようにしてください。

2. 日常点検のお願い

日常点検として、お客様ご自身で以下の事項を実施して頂きますようお願い致します。

●表示ラベルの脱落、破れ、はがれなどがないか確認してください。読めなかったり、正しく貼られていなかったり、破損していた場合は、新しいラベルと交換するために、各メーカーへご連絡ください。

●開閉状態をご確認ください。

●今までと違った音がしないことをご確認ください。

●今までと違った振動がないことをご確認ください。

●外観に使用に支障をきたすような変形がないことをご確認ください。

●全開・全閉で停止することをご確認ください。

●日常点検で異常を感じたり、以下のような症状を確認された場合は、速やかに使用を中止し、専門メーカーへご連絡ください。

（症例）

・シャッター開閉中に従来とは異なる異音がする。
・シャッターの開閉中の動作がスムーズではない（引っかかるような動作など）。
・シャッターの停止位置が変わる（停止後ずれる、従来の停止位置から変化したなど）。
・シャッター停止操作後、すぐにシャッターが停止しない。

■点検の種類と期間点検

3. 保守点検のお薦め

シャッターは、設置からの経過に伴う経年劣化や、開閉動作に伴う部品の消耗などが生じます。

不調や故障を早期に発見し、最適な使用状態を保ち続けるためには、保守点検が不可欠です。お客様に行って頂く“日常点検”と、専門技術者による“定期点検”を実施して頂くことをお薦めします。

定期点検では商品の状態とともにご使用期間やご使用回数などを考慮して、部品交換やシャッターのお取替えについてもご提案致します。

また、シャッターが故障した場合には、速やかに各メーカーへご連絡ください。

4. 安全装置の設置について

ご使用になっているシャッターの種類によって、安全装置が設置されている製品と設置されていない製品があります。

4.1 防火シャッターには『危害防止装置』の設置が義務づけられています。

まず、煙感知器などが感知して作動する防火シャッターの安全装置は、“危害防止装置”と呼ばれ、平成 17 年 12 月以降に着工した建物には設置が義務づけされました（建築基準法施行令第 112 条第 14 項）。これ以前に設置されたシャッターは、増改築や大規模修繕等が行われなければ法律が適用されない（既存不適格）ため、平成 17 年 12 月より前に建てられた建物には“危害防止装置”が設置されていないものが多いと思われますので、安全性を確保するために設置して頂くことをお薦めします。

■危害防止機構の全体構成図

防火設備の危害防止対策　危害防止連動中継器用蓄電池は、消耗を確認して交換してください。

防火設備種類	防火シャッター	耐火クロス製火・防煙スクリーン		ドア	
	上部電動式 上部手動式	上部電動式 上部手動式	リフトアップ式	開き戸式	引き戸式
閉鎖方法	感知器連動もしくは手動閉鎖装置を作動させる			感知器連動もしくは手で閉じる	
人と防火設備が接触した場合	危害防止機構により閉鎖を停止し、人が離れると自動で再降下し全閉する。	閉鎖を停止させ、人が離れると、自動で全閉する。			

※「連動機構・装置等自主評定委員会」（（社）日本火災報知機工業会、（社）日本シャッター・ドア協会、日本防排煙工業会）の評定品である連動中継器、自動閉鎖装置は、今回の建築基準法施行令改正に適合しており、（社）日本シャッター・ドア協会会員が提供しています。

“危害防止装置”とは、煙もしくは熱感知器、または手動閉鎖装置の作動により防火シャッターが自重で降下している際に、シャッターが人や物に接触すると閉鎖動作を停止し、人や物がなくなると再び降下をはじめて完全に閉鎖し、防火区画を形成する装置です。

4.2 一般の管理用シャッターには『障害物感知装置』の設置をお薦めします。

また、日常的に出入り口等で使用されている管理用シャッターの安全装置は“障害物感知装置”と呼ばれ、平成 7 年 7 月に施行された PL 法（製造物責任法）以降、安全確保のために各メーカーが製品への設置を推奨しています。

“障害物感知装置”とは、シャッターの降下中に障害物を感知すると停止または反転し、万一のトラブルを未然に防止する装置で、光電感知方式、ボトム感知方式、負荷感知方式などがあります。

このように、近年施工されたシャッターには“安全装置”が設置されていますが、過去に設置され、長年にわたってご使用頂いているシャッターには“安全装置”が設置されていない場合があります。『危害防止装置』及び『障害物感知装置』は、既にご使用頂いているシャッターにも設置することができますので、ご使用中のシャッターに“安全装置”が設置されていない場合には、安全確保のため、各シャッターメーカーへお問い合わせの上、設置して頂くことをお薦めします。

お客様におかれましては、シャッターを正しくお取り扱い頂く上で、お客様に行って頂く“日常点検”と、専門技術者による“保守点検”の実施に加え、“安全装置”の確実な設置により、シャッターを安全かつ安心してご使用頂くようお願い申し上げます。

シリーズ　建築防災設計を考える

第２回

性能規定と防火技術

東京理科大学理工学部建築学科
教授　大宮　喜文

建築基準法に性能規定が導入され、防火関係規定では、2000年に階避難安全検証法、全館避難安全検証法、耐火性能検証法、防火区画検証法が導入されました。性能規定を導入した当時、技術的な裏付けが十分でない項目は、性能規定化が見送られました。2000年の性能規定の導入は、性能規定化の始まりであり、建築基準法の工学的根拠に基づいた技術的知見の集積により性能規定を充実させていこうという考えがあったわけです。残念ながら、性能規定導入から今日に至るまで、耐震や防火に関わる偽装などの問題が顕在化したため、性能規定化を軌道に乗せるための議論が後回しになった感があります。しかし、一方で、現在、国土交通省では建築基準法に係る技術基準整備のための検討について、民間の能力を積極的に活用して、基準の整備、見直しを図ることを目的とした建築基準整備促進補助事業が進められています。防火および避難関係の基準の整備に資する課題として、国土交通省では表１（13ページ）の課題を掲げています。これらの課題は、新しい防火技術に関する知見の収集に関する課題と2000年に導入された検証法のメンテナンスに関する課題に大別できます。いずれにせよ、これらの課題に対する成果を、性能規定に還元し、性能規定を軌道に乗せる潤滑油となることを強く望んでいます。

性能規定化と同時期に、国土交通省から指定を受けた民間を含む指定性能評価機関による確認審査業務が行われるようになりました。審査手順は、指定性能評価機関ごとに幾分異なりますが、概して大枠は同様です。筆者も指定性能評価機関で評価委員会の委員として、ルートＣ（高度な検証法）の案件の審査を担当しています。表２（13ページ）に示したとおり、防火規定では、ルートＡが仕様規定、ルートＢとルートＣが性能規定の位置づけになります。ルートＢは、火災安全工学に必ずしも精通していなくとも、告示等に示された数式等を用いることにより検証ができます。ルートＢの告示に示された検証式を基に作成した自動計算シートに建築図面から読み取った数値を機械的に入力し、その計算結果の数値が評価基準をクリアーするかを確認することで検証を終えることが可能です。その様な方法は、単に断片化した防火技術を寄せ集めた、防災計画書に関する検討も行われない設計になる危険性があります。一方、ルートＣは、火災安全工学に関する知見に基づき、建築物の用途、規模など、複雑に関係する設計条件と踏まえ、防火技術を有機的に駆使した設計を検証することができます。ルートＣは、高度な防火技術を使いこなす職能を有する設計者あるいは技術者が“オーダーメイド”で行った建築防災設計案件を評価することが可能なわけです。また、ルートＣは防災計画書に関する検討が前提になっていると考えています。しかし、残念ながら現状では、ルートＣという検証法が、合理的な火災安全性能を確保するための建築防災設計を対象に充分活用されていない現状があるようです。例えば、ルートＢの検証法で基準がクリアできるか一通り検証し、クリアが難しい部分の計算についてだけシミュレーション技術などを用いた高度な方法で確認する案件が見られます。そのような案件の検証は、ルートＢで大半を判断できるにもかかわらず、ルートＢではなくルートＣで検証する位置づけになります。このようにルートＣが使われる背景には、設計者あるいは技術者が、防災計画を検討しながら行う建築防災設計に費やす時間と労力の負担が少なからず大きいことが一要因のようです。また、そのように建築防災設計を検討したいと考えても、防火技術に関する知識不足のためにルートＣの検証法を採用しないこともあるようです。防災計画を検討し、合理的な火災安全性能を確保した建築防災設計された建築物を増やすためには、高度な防火技術に精通した設計者、そして技術者の職能を明確に設計計画プロセスの中に位置づけ、そのような人材を育成していくことが肝要であると考えています。

■表1　「平成24年度建築基準整備促進事業募集要領、平成24年4月、国土交通省住宅局建築指導課、住宅生産課、国土技術政策総合研究所」から抜粋

小課題名
間仕切壁、防火設備等の耐火性能の実験的検討
防火区画の壁以外の間仕切壁及び戸等の耐火性能の実験的検討
アルミ製間仕切り壁の避難上の耐火性能に関する実験的検討
防火区画の壁以外の壁に用いられる扉等に係る遮煙性能の実験的検討
防火区画の壁以外の間仕切壁及び戸等に係る遮煙性能の実験的検討
開口部付き壁の熱放射量に関する実験的検討
外壁スパンドレルを越えた上階延焼に関する実験的検討
建築材料として用いる木材等の耐火性・非着火性に関する実験的検討
出火防止に関する実験的検討
火気設備からの出火防止に関する実験的検討
避難者属性の設定方法等に関する調査検討
スプリンクラーの消火効果に関する調査検討
可燃性外装の影響を考慮した上階延焼危険検証法に関する調査検討
ポリマーセメントモルタルにより断面補修したRC造部材の防耐火性能に関する実験的検討
建築物（及び室）の用途分類、人口密度、可燃物密度を見直すための実態調査
検証法を用いた認定の適用範囲と検証内容等に関する調査検討

■表2　防火関係規定のルート

仕様規定	ルートA	従来からの仕様基準に適合させる方法
性能規定	ルートB	国土交通大臣が定めた避難安全検証法・耐火性能検証法により性能を確認する方法
	ルートC	高度な検証法を用いて性能を確認し国土交通大臣の認定を受ける方法

■過去1年間出荷推移

＜シャッター＞

（㎡、前年比・電動化率%）

	H23.6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	H24.1月	2月	3月	4月	5月
重量シャッター	71,119	69,579	72,200	74,475	76,654	83,610	80,495	69,256	80,316	76,737	73,448	69,844
前年比	16.3	0.7	3.1	-5.5	-18.1	17.7	15.3	7.1	26.5	22.7	29.8	7.5
軽量シャッター	183,086	166,217	169,207	180,149	206,399	194,883	176,241	130,861	148,462	160,283	228,474	213,196
前年比	4.6	0.1	8.1	8.1	26.5	26.2	-1.4	8.1	7.0	-4.1	39.1	33.7
電動化率	24.4	24.6	24.5	24.5	22.5	24.5	25.9	25.0	25.5	25.6	19.3	21.8
グリルシャッター	3,681	4,221	4,463	4,751	5,089	5,670	5,245	4,354	5,324	5,098	4,024	4,135
前年比	-5.3	-11.2	12.2	-1.9	-8.3	22.5	11.9	4.6	47.0	19.4	19.4	-0.2
オーバーヘッドドア	15,762	16,184	16,598	18,951	17,624	19,176	19,813	14,853	16,863	17,194	14,917	14,791
前年比	4.3	-6.8	10.6	9.0	18.4	0.8	21.9	29.0	-1.2	44.8	2.0	-9.6
合計	273,648	256,201	262,468	278,326	305,766	303,339	281,794	219,324	250,965	259,312	320,863	301,966
前年比	7.2	-0.4	6.9	4.0	10.3	21.8	4.6	8.9	12.6	5.5	34.3	23.3

＜ドア＞

（枚、前年比%）

	H23.5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	H24.1月	2月	3月	4月
鋼製重量ドア	28,639	31,556	33,364	34,036	34,761	39,245	41,689	44,680	40,570	43,200	47,343	32,752
前年比	-15.0	-22.7	-1.4	1.3	-17.7	6.2	3.0	2.9	18.3	14.0	18.6	6.0
鋼製軽量ドア	31,793	39,797	41,787	42,382	43,933	53,714	62,200	59,654	56,480	58,353	52,359	―
前年比	-12.3	-9.0	-11.4	-3.3	-8.0	10.0	-0.6	-14.9	-8.9	-16.1	12.0	―

注）・「鋼製重量ドア」は鋼製建具を、「鋼製軽量ドア」は鋼製軽量建具を指します。
・鋼製重量ドアは、ガスチャンバー、点検口を含みます。
・鋼製軽量ドアは、日本鋼製軽量ドア協議会の統計によります。

当協会では、広報誌「JSDA 会報」に掲載する「広告」と会員企業の皆様を紹介する「会員交流プラザ」の出稿を随時募集しています。

■広告

・A4・1/2 サイズ（縦 13 ㎝ × 横 18 ㎝）、モノクロ 1 色：50,000 円（税込）
・A4・1/4 サイズ（縦横が 13 ㎝もしくは 9 ㎝）、モノクロ 1 色：25,000 円（税込）

■会員交流プラザ

・サイズ（縦 8.5 ㎝ × 横 8.5 ㎝）、モノクロ 1 色：5,000 円（税込）

お問い合わせは協会事務局（03-3288-1281）まで

横浜みなとみらい

横浜みなとみらいは、神奈川県横浜市西区と中区にまたがり横浜港に面している地域である。1983年の三菱重工業株式会社横浜造船所移転を機に、横浜都心部の一体化を図るため、綿密な都市計画をもとに開発が進められてきた。みなとみらいと言えば、日本一高いビル 横浜ランドマークタワー、3棟のオフィスビルが連なるクイーンズタワー、CASBEE横浜認証制度Sランク認証を取得した日産グローバル本社ビルなど常に時代の最先端をゆくイメージがあるが、みなとみらいに程近いJR桜木町駅の西側には昔ながらの居酒屋ひしめく下町の面影が残り、横浜港には歴史的建造物である赤レンガ倉庫が異国情緒を醸し出している。過去と未来の融合、伝統と先進の調和が、横浜みなとみらいの魅力なのである。

左上）横浜ランドマークタワー
右上）赤レンガ倉庫
左下）横浜開港150周年となる2009年6月2日に開園した象の鼻パーク
右下）横浜山手にあるチェリーサンドで有名な洋菓子店「えの木てい」

JSDA会報　2012年・初夏号

発 行 日：2012年7月　通巻第37号
発 行 者：社団法人 日本シヤッター・ドア協会
〒102-0073 東京都千代田区九段北1-2-3　フナトビル4F
tel.03-3288-1281（代）／fax.03-3288-1282
URL:http://www.jsd-a.or.jp